

別表 審査基準

項目	評価の着眼点	配点
1 実施体制・業務遂行能力	(1) 海外における専門知識等を有し、業務遂行体制が整備されている	10
	(2) 海外における青果物の輸送・販売又は販売促進活動の実績があり、業務を確実に遂行できる	10
2 試食販売活動等	(1) 仕様書の定める期間において、県産青果物の出荷状況や各国の文化・慣習などを踏まえ、消費喚起と購買行動への誘導に効果の高いタイミングを捉えて継続的に実施することができる。	10
	(2) 品目ごとの状況に合わせた実施内容となっている。特に、「にっこり」についてバイヤーへのヒアリング調査を実施することができる。	15
	(3) バイヤーや小売店の青果物販売担当者に対し、県産青果物の魅力と商品情報、商品の取り扱いや陳列等に関する留意点等を周知できる。	10
	(4) 対象品目の特長や背景をバイヤーや消費者に伝えることのできる販促資材等を作成し、PR及び配布することができる。	10
3 試食用サンプルの輸送等	(1) 試食用サンプルの調達、国内外における輸送、及び通関・検疫・放射性物質検査等の輸出関連手続が確実に遂行できる。	15
4 その他	(1) 経費の積算は適切である。	10
	(2) 本県産青果物の輸出拡大への期待ができる。	10
合 計		100

【評価基準】

10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
優	優	良	良	可	可	やや不良	やや不良	不良	不良
(+)	(-)	(+)	(-)	(+)	(-)	(+)	(-)	(+)	(-)

・評価項目ごとに、整数で絶対評価を行う。

・配点が15点の項目は、10～1の評価基準の数にそれぞれ1.5を乗じた数を得点とする。